

明治三十一年十二月二十六日 總發行所

明治三十三年二月三十日 發行所

目 次

- ◎宗教法案反對意見
- (一) 總 論
- (二) 主張の要點Ⅰ、本末制度
- (三) 主張の要點Ⅱ、宗派公法人
- (四) 主張の要點Ⅲ、教宗派取扱の區別
- (五) 宗教法案の粗漏
- (六) 峻酷なる干渉
- (七) 寺の性質

社 説

會 報

- ◎全國佛教徒大會記事
- 大會決議案 ●中村樓 ●二州樓 ●井生村樓 ●佛教大演說會 ●委員の西下
- ◎妙心寺會議
- 決議案 ●運動の方針 ●宣言書
- 陳情書

改 教 時 報

第二十六號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ、又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

政教時報第二十五號目次

- 社説 ●全國佛教徒大會召集の概 ●宗教團體と公法人
- 論説 ●宗教法案に就て ●政府案の所謂特典なる者 ●宗教法案に對する佛教信徒の覺悟
- 社會 ●各地上京員の動靜等 ●名士片言 ●會報等
- 雜誌 ●本誌廣告

本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず
 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢
 一、爲替振込局は本郷森川町郵便貯金爲替取扱所宛の事
 一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部
 東京市本郷森川町一番地
 明治三十三年二月十二日印刷
 明治三十三年二月十三日發行
 發行兼編輯人 上村幸三郎
 印刷人 清水朝太郎

政教時報

宗教法案反對意見

(一)總論

宗教法は國家と宗教との間に於ける至大なる關係を規定するものにして、苟も精神界に着眼するものは、最大重要な問題として慎重の審議を要すべき者、抑々宗教なるものは國家民心の統一に於ける重大なる要素にして人種、言語等と共に國家の獨立隆盛につきて大關係を有するもの、故に苟も宗教法を確立せむと欲せば立案者は國民宗教の現狀につきて精密に調査し、其最大多數の信仰の如何を鑒み、特に其信仰に接衝せる團體組織の規定の如き最も丁重なる注意を拂はざるべからず、故に泰西各國の宗教法を檢するに何れも其宗教派の勢力の大小によりて必ず其の團體の取扱ひを區別し且つ其團體の國家に對する位置を定め、其團體の組織を規定せり、而して勢力微弱にして未だ宗教派として其團體の成立十分ならざるもの、如きは國家は之に應ずるだけの取扱をなし、容易に法人權を附與せず、又外國と聯絡を通ずるを許さざるものあり、本會が出版せる『宗教法論纂』中各國宗教法實例の一篇をみよ。此の如く各國が國內の諸宗教派を律するに同一法規程を以てせざる所以のものは、宗教が國民の統一に至大なる關係を有するを知り、輕忽に國民の信仰狀態に向て變革を加へ

さらむことを勉むればなり、蓋し泰西諸國が宗教の統一に心を用る容易に他宗教を以て其統一を破らざらしめんと勉むるは之を研究するものゝ一般に驚嘆する所なり

然るに今回政府が提出せる宗教法案なるものは其調査頗る杜撰粗漏にして、且つ宗教法としての體を備へざる己に天下の輿論なり、吾人は詳かに法文を檢するに内國の宗教狀態を審査して其實況に適合せしめんとするの意志なく、却りて從來の制度を破壊し古來の團結を解體せしめんとするの意明なり、又之を外國の例に考ふるに表面は亞米利加風の放任主義を摸倣するが如き態度を示し、實際其の團體の性質大に相違せる佛教、神道、基督教を強て同一法文中に箱入せんとし、其裏面には佛教寺院に向て無限の干渉を行ひ殆ど露西亞的の國教的監督を行はんとせり、之を要するに政府立案の精神は内國宗教の實際に應ずる法文を作らむとするものにあらずして一種他の動機ありて恰も各宗が宗教法成立の請求をなせる好機に乘じ、理想的法文を劃して日本宗教界の面目を變更せんと企てたるものなり吾人は確實なる實證を以つて政府立案の動機を暴露すべし

夫れ政府が此法案を立てたる所以のものは表面内國宗教者の請求に應じたるが如き形をなすと雖も、其實外國の宗教團體が法人權を請求するが如き之に應せんとする意志に出でたるものなり、蓋し新たなる宗教團體に向つて法人權の付與は尤も重大なる問題にして既に泰西學者の痛論する所なり、然るに政府は億病にも之を憂ひとして之に應ずるの宗教法案

を立てんとす、且又從來社寺局に法律なかりし爲め行政上其便を缺くと尠からず、故に内國佛教者を拘束するの法案を作らむとを欲せり、故に今回各宗の請求を好機として斷乎として放任主義の態度を示して、外教に對して法人權授與の便宜を作り、裏面は佛教寺院に向て國教的干渉を行ひて其取締を嚴重にせんと企てたり、政府は如斯動機を以て立案したるが故に、各宗教に向て放任平等的態度と内國佛教に向つて國教的干渉をも同一法文上に於て並び行はんが爲め大に苦心慘澹を極めたり、若し正鵠に國家と宗教との關係を規定せんと欲せば必ずや宗派教派を以て規定の單位と定むべきなり、是各國宗教法の實例にして如斯ならずんば決して國家が宗教を律すると能はざるなり、若し宗派教派を單位として之を規定せば、其教宗派の性質果して能く國家の組織と適合するや否やを知るべきなり、又教宗派の組織外國と連絡を通ずるや否やを知るべきなり、又教宗派の經濟果して獨立せる國內の信徒を以て維持するや否やを知るべきなり、又教宗派の勢力國民の最大部分に普及せるや否やを知るべきなり、又教宗派の組織中命令權主體ありて固定したる團體を形成せるや否やを知るべきなり、以上の如きは苟も教派宗派を單位とする上は必ず審査せざる可らざるなり、且つ教派宗派を單位とする以上は、全國に通じて大勢力を形くれる佛教宗派又其組織頗る複雑に渡れる、神道各教派又外國と連絡を通じ内國に於て勢力固定せず、且つ其範圍頗る狭き基督教各派を同一法文を以て律すべからざることを明白なり、如斯其の實際同一法文を以

て律すべからざるものに對して、他の外國に對する遠慮より強いて同一法文を以て律せんとす、於是や勢ひ政府立案者は教宗派の規定を以て可成曖昧なるものとなし其權能を削り、且法律上之を解體して各個の寺教會となし、之を規定の單位とせり、是れ頗る狡猾なる方法にして若し寺教會を單位とせる以上は一個の教會を所有せる宗教も、一万の寺院を所有する宗教も、同一律を以て統御し得べし、於是や宗教法案なるものは宗教法案にあらずして、教會法案、寺法案とも稱すべき各個の建築物を中心とせる諸宗教、小團體を規定する法案となりしとせり、爲めに宗教法として全く其體を失するに至れり、斯くして政府は種して信教自由と云ひ、名けて一視同仁と云ふ、蓋し政府は如斯宗派教派の實權を解體して其勢力の大小性質の如何を顧ることなく悉く之を同一模型中に欲入し、從來宗教の位置を奪ひて之を新宗教と同くし、新宗教に加ふべき制裁を之を從來の宗教に及ぼし本を掃らすして未を齊くするもの、何の一視同仁か之あらむ

以上は政府提出宗教法案の大方針に於て第一着歩を誤れるもの、此方針に従ひて作り出されたる全部五十三個條は、立案者の頭腦より割り出せる一種の理想的法文にして、之によりて來る結果は政府は容易に外教に對して法人權を與へ、内國佛教に對して無限の監督權を行ふことを得べし、若し如斯法案にして成立せんか内國佛教團體は其權能を破壊せられ其組織を解體せらるるもの、之を以て佛教團體に對する大迫害なりと斷言せざるべからず、是れ吾人全國佛教徒が其主張を明

白にして全然反對を宣言せし所以なり

(一)主張の要點 一、本末制度

去月二十一日江東中村樓、井生村樓、二洲樓に於て開會せる

全國佛教徒大會の決議に曰く

今回政府提出の宗教法案は諸宗教派を同一に取扱ひ宗教を公けんとせず、本末制度を明記せざるが故に全國佛教徒は全然反對する事を決議す。

是れ主張の要點を列舉し全國佛教徒の聲を以て、政府案に對して全然反對する事を決議するもの、抑々此三個の主張たるや宗教法の骨子たるべきもの、若し此要點を精神とせずして成り立ちたる法案なるものは、如何に多數の條目を列舉すとも、空中の樓閣の如く宗教法として何等の効力もなかるべし、政府案なるものは實に此骨子を破壊し其基礎を動搖せしむるもの、而して疊々列記する所の條目なるものは政府が宗教を檢束するに便宜なるものを無秩序に集め來りたりと云ふに過ぎざるなり、故に此三個の主張を精神として政府案に對せば殆ど手を下すべし餘地なし、是れ全國佛教徒が全然反對を宣言する所以なり、茲に吾人は其主張の要點を詳論して以て政府案の不完全を指摘せん

總論に於て既に痛論せるか如く宗派を以て規定の單位とする以上は、其宗派組織の骨子たる本末制度を明記し確立し、宗派内に於ける自治の範圍を定むること第一の要件たり、而して政府案なるものは表面上恰も之を知らざるか如き態度を裝ふと雖も、側面より之を觀察すれば確に本末制度を破壊せん

とする禍心の伏在せるを見る、抑々從來佛教宗派なるものは本山之が統轄權を有するものにして、本山を中心とせずして宗派の成立することなし、然るに法案第五條に漠然として本法に於て教派又は宗派と稱するは公に宗教を宣布し宗教上の儀式を執行するを目的とし教規宗制の定むる所により教會又は寺を總轄する宗教團體を云ふ

規定し名目的の宗派を存するも此統轄する主體なるものは、從來の如く本願寺永平寺等の本山自身たること能はざるなり、乃ち法案第四條に於て

前二條の目的を有する社團又は財團を總轄する社團又は財團は教會又は寺となることを得ず

と規定せり、是れ一方に於て宗派の法人權を拒絶するものなりと雖も、一方には確に本山の總轄權を侵奪したるものなり、若し單に法人權の付與を拒絶するのみならば何々は法人たるを得ずと明記すれば足れり、何を苦むて迂遠にも教會又は寺たるを得ずと規定するや、當路者常に辯して曰く、之を宗制に譲りて其希望を満足せしむべしと、然れども既に法文上寺か總轄權を有すると能はざることを消極的に規定せる以上は、例ひ宗制に於て舊慣を存せんと欲すと雖も、本願寺、永平寺等の寺か本山として總轄權を有するに非ずして一個の財團たる本願寺、永平寺等の住職をして宗派の管長に當らしむべしと規定するに過ぎざるなり、故に宗派として管長の總轄權は存せんも本山として末寺の總轄權は有せざるなり、而して宗制に於て本末制度を明記すべしと云ふ、是れ強辯にあらずん

ば通辭のみ、請ふ試に從來政府が認可せる宗制寺法なるものを看よ

抑々一括して宗制寺法と稱するも宗制と寺法とは大に其趣を異にせるものなり、其宗制なるものは宗旨の綱領、開宗の歴史、所依の經論、宗旨の儀式等宗教の内容の事を規定するに過ぎずして、寺法に至りて始めて本末の關係、本山の權能、末寺の義務、寺院の廢立、懲罰の權限等宗教團體に於ける權能を規定せるものなり、而して法案全部を檢するに宗制の認可なるものは即ち之れ有り、未だ寺法なる名目すらも發見する能はざるなり

吾人は法案全部を詳讀するに寺法に該當すべきもの獨り第十六條寺規則なるもの、存するを見るのみ、而して此寺の規則の性質を考ふるに、個々別々の寺が獨立に規定し得べきものにして其間一點も宗派に從て統一すべき制限を加へず、由是觀之政府立案の精神たる第四條に本山の總轄權を奪奪し、第十六條に寺院の獨立を默許し、而して從來本末關係を認可せし寺法の名目すらも滅却するに至りては、誰か政府が本末制度を破壊するの禍心を包藏するを疑はん

政府或は辯して云はん、現法案に於て宗制と稱するは從來の宗制寺法を總括するの意なりと、又現に其語る所を聞くに立案の當時は確に各個の寺をして獨立せしむるの餘地を存せしなり、然れども佛教徒の反抗激甚なるを以て之を宗制に於て改むるを拒まずと、以て斯案の精神を知るに足らむか、此の如く政府は一にも則ち宗制、二にも則ち宗制、本末制度を始

めとして凡て宗教法中主要なる點は、之を宗制に於て其希望を満足せしむべしと願言し、請求者の口を噤せんとす、然れども宗制は主務官廳が認可するものと否とによりて其運命決すべきもの決して法律として効力あるものにあらず、而して本末制度の如きは宗教法中の骨子にして佛教各派に取りては劈頭之を明記し、各條の如きは之に附隨する皮肉たらざる可らざるものなり、近時聞くが如くむば政府は修正として本末制度を明記するも可なりと云へり、然れども此法案を以て側面より僅に一二個條を設け本末制度を付記するも、これ恐くは宗制編成の方針を示すのみに止りて決して吾人が主張する如く宗派を以て規定の單位となし、而して本末制度を以て其宗派規定の骨子となすものにあらざるべし、如斯き當初立案の精神に反せる姑息の修正を以て完全なる宗教法案の成立を望むべからず、吾人は斷を乎として從來政府が寺法として認可したる本末制度を骨子として、宗派を單位とせる法案を編成せむことを主張するものなり

(三) 主張の要點 一、宗派公法人

宗教法案制定の大方針にして宗派を以て單位とし、而して宗派組織の骨子たる本末制度を以て規定の根本とせば、必ず其宗派なるもの、位置を定め、又其本末間の關係を明らかにせざるべからず、此に於てや宗派を公法人と規定すべしとの主張起らざるべからず、政府提出の法案に於ては各個の寺を單位とするが故に獨り寺の法人權のみを規定せり、然れども教法を宣布し、傳道を事とする宗教團體としては各個の寺の如

きは部分に當るべき小機關にして重要視すべきに非ず、寧ろ之を總轄し、之を運轉する宗派全部の法人權を定めざるべからず、而して其宗派の組織たるや本末の制度を有し、其間に治者被治者の關係を保ちて宗教事項に就きて確に權力關係を有せり、故に宗派の法人たるや普通の私法上の法人に非ずして宗教事項に於ける公法人と定めざるべからず、蓋し是等の實權は從來政府が宗制寺法を認可せし當時に於て已に與へたるものにして現時事實に於て存在する所の位置なり、則ち宗制寺法殊に寺法なるものは政府が佛教各派に與へたる權力の公正證書にして、而も現時の總理大臣山縣侯が當時内務卿として之に認可を與へたるものなり、吾人は世人が其内容を知らざるを恐るゝが故に一二之を抄録せむ

眞宗大谷派宗制寺法第四章(本末の分際)に曰く
本山本願寺は世々の住職傳燈を相承して之を專領し一派の末寺門徒を統轄す

曹洞宗本末憲章第一章(本山の末派に對する權利)に曰く
曹洞宗管長(兩本山を云ふ)は全國末派寺院并に僧侶に對し宗教上に交渉する處の一切の事務を統管するの權を有す
曹洞宗管長は全國末派寺院并に僧侶に對し定規の權衡に據て褒貶黜陟を舉行す

曹洞宗管長は全國末派寺院並に僧侶信徒宗規上より起る處の一切の争訟を和解若くは裁決す
以上掲ぐる如きは其根本にして之に從ひて宗教事項に關する命令權、賞罰權、末寺廢合の權等百般の權力關係は整然として備はれり、如斯の關係は現時佛教各派の既得權にして苟も宗制法を規定する以上は第一着に定むべきもの、若し此際此

等の點を濫晦に付せんがこれ從來の既得權を奪奪し、從來保ちたる宗派の位置を滅却するものなりと斷言せざるべからず、此の如き命令賞罰の權能を有する權力關係は決して普通の私法上の法人權を有する團體の克く爲し得べき所にあらざり、今日若し此の如き實權に應ずべき法律の規定を求めば之を公法人とせずして何の所にか其道を求めむ、故に吾人が宗派を以て公法人たらしむべしと主張する所以は新奇なる要求に非ずして、從來既に有せる位置を宗教法の制定に對して法律上明記すべしと云へるのみ

抑々宗教團體を以て公に認められたる宗教社團 (Öffentliche Religions gesellschaft)

若くは公の營造物 (Öffentliche Anstalt) とすることは西洋各國に於ても行はるゝ所にして決して新奇なることにはあらず、人或は曰く西洋各國は歴史上の變遷止むを得ざるものありて然るなり、我國の如きは學理を行ふに便なるもの之を認むるの必要なしと、何ぞ現時内國宗派を無視するの甚しき、吾人の之を主張する所以のもの亦從來宗制寺法上に於て許せる位置を保たんとする歴史的發展によるもの、政府者漫に理想的法文を劃して既得の位置を一網に打破し、學理を實行すといふ、妄も亦甚だしからずや

宗教團體を公法人とすると非認するの論者は曰く、公法人は國家の機關也故に宗教團體を公法人とするは信教自由の原則に背反す何ぞ其誣ゆるとの甚だしき、此論たるや公法人國家の機關也との前提誤れるもの也、蓋し公法人の要點は命

令權の主體の存在するとなり、苟も此の主體の存在するありて法律が之を認むる已上は其の國家の機關たるを否とを問ふを須るす、宗教團體の如き舊慣上此の如く發達したる已上は法律は之を公法人として宗教内部の自治權を確めしむるは當に宗教の爲に利益たるのみならず又國家の爲に利益なり、從て其自治の範圍を嚴制し、又監督權の限度を劃すべきは勿論なり、彼の公法人を國家の機關也との前提より來る結論の如きは認るも亦甚しと謂ふべし

〔政教時報〕廿五號社説参照)蓋し警察國 (Policei staat) の主義に於て萬般の事、國家事業として國家自ら手を下す主義なるを以て、宗教を以て國家の機關とする英露の如き國教主義 (Staat kirchlich) 行はれ、法治國 (Recht staat) 主義に於ては法律一邊を以て萬事放任主義とするが故に亞米利加の如き宗教放任制となる、而して現代の如き各國開明國 (Kultur staat) の主義をとり商業、航海、教育各其發達に任せて國家は可成其便を與へ其職を盡さしめむとする時代にありては歐洲各國の如く、其勢力國內に普及せる宗教團體を以て公法人として宗教的自治を行はしむるを以て適當の處置とす、是れ國家が宗教を以て直接の機關とするにあらす、宗教團體が國民の宗教心を修養するの職能を盡すに對して國家が與ふべき相當なる位置なりとす

於て吾人が痛論したるが如く畢竟外國に對する遠慮より爾かく憶病なる方針を採りたるものなりと雖も、之を修飾するに信教自由の口實を以てするに至りては曲解も亦甚しいと謂べし、抑も信教自由と宗教團體取扱の區別とは同時に兩立し得べきこと既に吾人が極論せし所、〔政教時報〕廿四號社説参照)苟も泰西宗教法の一斑を知るものは斯の如き政府者の強辯に耳を傾くにあらずるなり、然らば如何にして宗教派の取扱を區別すべきや、是れ吾人が詳論せんと欲する所なり

吾人既に本末制度を主張し其本末の權力關係を保持する爲めに宗派公法人を主張せり、而してこれ佛敎宗派が從來宗制寺法によりて保障せられたる既得の位置にして決して今ま新に佛敎宗派に與へたるものにあらず只既得權を奪はずと云ふに過ぎるのみ、然らば從來是等の權能を有せざりし敎宗派に對しては又輕忽に之を與ふるの必要を認めざるなり、何となれば國家が宗教團體を公法人とするは單に宗教團體たるが爲めに然るにあらずして、或宗教團體が歴史的に國家と至大なる關係を有し事實に於て已に斯の如き位置を得たるものに對して之を存するものたればなり、現今我邦の基督敎の如き其敎派數多ありと雖も、希臘敎、羅馬敎の如き其命令權の主體外國に存せし我政府の監督之に及ばざる者は、國家は之を以て公法人と定むる能はざる固より論なし、彼の日本基督敎會、組合敎會の如き國內に於て獨立したる者と雖も、單にこれ各敎會の聯合團體にして決して命令權の主體なる者存せざれば又これ公法人と認むるの要なし、如斯在來の宗派以外に向て

公法人の要素に非ず吾人の公法人を主張する所以のものは保護を望むにあらず、特權を望むにあらず、唯佛敎宗派が從來國家に對して有せる位置を保たむと欲するなり、而して其位置を保たむと欲する所以のもの決して自己が他の右に出でむと欲するが如き虛飾心より來るにあらず、宗教は國民精神統一の要素として大に心を用ゆるの必要あるを以て輕忽にも日本帝國内に於ける宗教的態度に變革を加へざらしめむと欲するの微志のみ、冀くは之れを他日に徵せよ、固より末寺信徒が宗教を支出すべきの義務あると既に現時の寺法に規定せるも吾人は之を主張するの餘地あるを知る、然れども吾人佛敎徒は未だ法律的強制執行を以て宗教を徵集するの必要を認めざるなり、東本願寺別立の當時徳川家康之に采邑を附せむとせり、上人敎如斷然辭して曰く、我宗宗祖已來信徒の淨財を以て宗門を維持す、今采邑を賜は後世子孫敎化の道を忘れて永く祖風失墜せむ、他の勸修經費の如きは唯門徒の喜捨を待つのみと訓誡炳焉たり、各宗祖師の貽されたる孫謀皆其意を一にす、吾人佛敎徒は春々之を服膺せむと勉むるもの未だ公課徵集によるの必要を認ざる所以のもの、宗教として公課徵集已上の勢力存するものあればなり、若し此勢力亡びしか、法律的執行を待つも何の益か之あらむ、一言世の惑を解くと如此。

(四) 主張の要點 一、宗教派取扱の區別

今回政府提出の法案に於て根本的に誤れる主眼點は各敎宗派を同一に取扱はざるべからずと固守せるとなり、これ總論に公法人の位置を與ふるの必要なこと天下誰か否認するあらむ、吾人は猶進んで國家が宗教團體に對して公法人權のみならず例ひ私法人權と雖も輕々しく授與すべき者にあらざるとを極論せむ、これ吾人が佛敎者として自己の利益の爲めに立論する者にあらす、西洋に於ける宗教法學者の主張する所なり、獨乙近世宗教法學者の泰斗伯林大學の敎授ヒンシュース博士は論ずらく

國家は一般の規定を設けて凡て新に設立せらるる組合に法人の權利を附與するを可とするや否や、若し通則により之を附與せんとせば則ち國家は自ら組合の組織につき一定の準則を設け法人權の附與は之に従ひ組織を定めたるものに限らざるべからず、蓋し法人を代表するの機關は國家之を指定すべきものにして、少くとも國家の承認を要するものなれば國家は此三者の權制に重大なる事柄を各宗教組合の規約に一任し、之をして全く任意に其代表機關を定むるを許す能はざるなり、然れども今國家が如斯き一定の準則を設るものなれば各宗教上の組合は殆ど鐵鎖に繋かれたりと同じの抑壓を感ずる事なるべし、何となれば一法人の權を得ん爲めに各組合は其組織を變更せざるを得ず之が爲め自己本來の精神に適應したる發達を遂ぐるを得ざればなり

又國家の側面より觀るも此方法を取るは得策にあらず既に論じたる如く宗教上の組合は其性質に於て各異なるものと千差萬別なざるものあり、只此一點のみにては必ず個々取扱の區別をなすべく決して一般的取扱をなすべしとにあり

らざるを知るべく、其他一宗組合の真相及價值單に創立したるのみにては未だ十分に之を知悉するを得ず、必ず相當の時間を經過したる後始めて該組合は眞實社會の需要あるものなるか國家の福利に背反せざるものなるか等に付き確實の斷定を下すことを得るものなり

以上述べたる所により一般の規定を設けて新に設立する宗教上の組合は、法定の要件を履行したる時は當然人權を要することを得ずは斷じて其宜しきを得たるものにあらず、寧ろ各場合に付十分の審査を遂げたる後徐るに之を與ふるを以て事理に適したるものとすべきなり

實にこれ確論動すべからざるもの、政府當局者が輕卒にも法案劈頭一般的规定を設けて宗教團體に法人權を與へんとするに對し割切なる訓誡忠告を與ふるもの如し、看よ政府案に於て規定する教派若は教會に對する諸種の監督及教師に對する制限の如き果して能く實行し得るや否や、必ずや諸種の外國教會に對しては一篇の空文に過ぎざることを已に識者の認むる所、如斯實際の監督之に及ばずして徒に法人權を濫與す、吾人は國家の爲めに之を切論せざるを得ず

又ツデーデム氏は新なる宗教團體に向て法人權拒否の理由を詳論して曰く

組合の目的が國家安寧の福利に反すると明了なるものには當に法人權を許與すべからざるのみならず、寧ろ其解散を命すべきなり、然れども或る宗教組合が縱令現に危険なればとて直に法人權の恩典に預るべきものにあらざるは法

人權を與ふには其組合の永續は果して國家の安寧福利に背反するとなさや其組合の擴張は國家の損害と爲ることなきやを審査することを要す、或は宗教組合と雖も全く他の世間の私立會社と同様に法人權を許與せざるべからずと主張する者あるも是れ甚だ當らず、何となれば普通世間私立會社の目的は宗教組合の目的に比すれば遙かに限局せられたる者にして、宗教組合の目的と人の道義的觀念及び道義的意識の上に決定的影響を及ぼさんとするにあればなり

其所論一々肯綮に當る、當局者は須く自ら其輕忽粗漏の罪を反省すべきなり、以上論する所を以て吾人は在來宗派のみに向ひて公法人權を與へ自餘の宗教の教會に向ては例ひ私法權を與ふるにも一般的规定を以て之を與ふべきものにあらざりして、一々の場合に於て十分なる審査を遂げ而して之を與ふべきと否とを決すべきなり、これ吾人か斷々乎として教宗派取扱の區別を主張する所なり

世に曲論をなすものあり曰く、佛教は一切平等を以て主義とす而して佛者の區別論を主張するは慈悲忍辱を旨とするもの、言にあらざり、これ宗教本體論を以て直に制度組織論に應用せんとするもの、詭辯も茲に至りて極まれり、若し此論法を以て進まは基督教は博愛主義なるを以て凡ての階級を打破すへし、禪宗は不立文字なるか故に讀經を廢すべしと論するを得ん、又佛者自ら他の諸宗教と同一律に取扱はるゝを以て一視同仁として之に甘すへしとせば、佛教の教域を悉く他宗教に讓與せば身を殺して仁をなすものと謂つへさか、如此の僻

論に對して之を辨するの要を見ずと雖も、世の惑ひを來さんとを恐れて一言すること如此、若し宗教の本義、宗教の信仰より立論せば、自己の所信を以て普ねく人を度せんとする點に於て其の眞摯を見る現時佛教徒が二千年來繼續したる日本宗教の態度を維持し之を新宗教と區別せむと主張するもの、衷情止むを得ざるものあればなり。

(五) 宗教法案の粗漏

宗教法立案の大原則に於て吾人は全く根本的に其主張を異にし其立脚點を異にするに數日既に之を述ぶるが如し、而して余輩が此主張をなし最も強硬なる反對に出づるを見て、無定見なる世人は頻りに嘲罵の聲を以て盲動の非を笑ふもの多しと雖、是れ實に吾人の心事を解せざるものにして、吾人が宗教法の研究に従事したるは既に數年の前に存し、其研究の結果として、寧ろ學術の爲に政府及世人の反省を求むるの止むを得ざるものあるに至りしなり、世人若し、獨乙宗教法の學者ストラスブルヒ大學のゾーム氏、ライプツヒ大學のフリードベルヒ氏、伯林大學のヒンシュウス氏を初めツラレン、レーニング、ヒユブラー、シユナイデルメーヤー、リヒテル、シユルテ、レーマン、シユミット氏の書を一讀せば蓋し思半に過ぐるものあらん、

然れども吾人は不幸にして、此に大家の學說を繰述するの時間有せず、今や一步を宗教法案の中に進めて如何に此法案の不備不完全なるを指摘せん、而して其最も失態を極め、全く宗教團體の性質を解せずして其習慣を破壊したるものを、

法文第十八條及第廿四條となす、

第十八條に曰く「住職闕けたるとき若は故障あるときは又は寺と住職と利益相反するときは、副住職其職務を代理す」と是れ實に、民法第五十六條及第五十七條を適用せるものにして、即副住職を以て、正に假理事又は特別代理人の位置に立たしむるものなり、今之を寺の實狀に就て考査せんか、從來の慣例によれば、副住職は、世襲の寺院にありては、其子之に當り其の他諸宗にありては、法子又は法弟、多く之に當る、即住職及副住職は、實の父子或は、師弟の如き密接の關係を有するものにして、所謂法人と理事(住職)との利益相反する事項に付て理事が代理權を有せざる時に際しても、副住職は此場合に於ても通常民法に規定したるが如き住職即理事の反對に立つべきものに非ずして、却て住職と同一體たり、政府が宗教團體の内部に通せずして、此の如き見易きの理をも解する能はざるが如き誠に嘆ずるに堪へたり、次に法文第廿四條は左の如く規定せり

民法第四十條第五十六條及第五十七條に依り裁判所の爲すべき事項は利害關係人の請求に因り又は職權を以て主務官廳之を行ふ

今參照に便せんが爲民法を引用せん

民法第四十條 財團法人の設立者が其名稱、事務所又は理事任免の方法を定めずして死亡したるときは裁判所は利害關係人又は檢事の請求に因り之を定むることを要す

同第五十六條 理事の缺けたる場合に於て遲滞の爲め損害を生ずる虞あるときは裁判所は利害關係人又は檢事の請求に因り假理事を選任す

同第五十七條 法人と理事との利益相反する事項に付ては理事は代理權を有せず、此場合に於ては前條の規定に依りて特別代理人を選任することを要す

民法第四十條の如き場合に於て、今や主務官廳は裁判所に代り、時として其職權を以て寺の名稱事務所、又は理事即住職任免の方法を定めんとす、内務省が寺の名稱を定むるに至りては實に古今未曾有の珍事にして更に主務官廳が其職權を以て事務所の位置を定め、住職任免の方法をも定めんとするに至りては、此の財團法人の設立者之を聞かば夫れ地下に泣かんか此の如きは毫も宗教の何物たるを辨せずして此に至りしもの無意義か、有意義か、若し故意とせんか、此等の條文は確に職權を以て徐々宗教の内部に干渉し其神聖を傷けんとするもの、若し無意義の粗漏より出でたりとせんか、其の事態を察せざると眞に噴飯の至りといふべし、余輩は此に至りて世の味者が事理の正邪を甄別するの明なくして政府案に阿附贊同するを見て、彼等が法律を解釋するの常識的無能力すら無きを悲み、甚だ氣の毒の至りに堪へず、余輩が宗教法案の不備不完全を絶叫して止まざるは獨り政府者の注意を喚起せんがためのみならず、又彼の宗教に對して殆んど無識なる世人を戒めんと欲するがためのみ、

夫れ政府の宗教に對してなすべき監督は、其團體内の處置が果して適法(レヒトメーシツヒカイト)となるや否やを認むるにありて決して其範圍外に超越して些末なる事に迄干渉をなすべきものに非ず、然るに今回の法案が動もすれば其内部に

侵入して其職權を弄し、瓦礫を門内に投じて墻壁を毀たんとするに類する事少からず余輩大聲疾呼して腕白小僧の惡戯を叱咤せんとするもの、切に宗教の將來を思ひ輕浮なる時風に抗して世人に勸むるに議論を以て其主張を明白にせんとを以てせんとするの微衷に外ならざる也

(六) 峻酷なる干渉

政府當局者が從來宗教を蔑視したる餘弊を受け、今回の法案の如きも宗教團體の性質實狀の如何に付ては毫も顧みることなかりしにも拘はらず言を左右に托して尙其善美を衒はんと欲すると雖、讀者は余輩が前既に其不備不全の一例として擧げたる二條を見て、彼等が如何に輕忽粗漏なりしかを知るに難らざるべきを信する也

若し夫れ逐條審議其の非を列舉せんか維れ日も足らじ、然れども讀者若し反覆精讀して徐ろに考慮せば、豈に又余輩の言を聞くを待たんや、法案の其體を得ざるや既に明々然たり瞭々乎たり、試みに其第二章を見よ

題して「教會及寺」といふと雖、其大部分は多く寺に關するの規定にして、しかも其規定たるや全然本末の關係を破り、寺に對して峻酷なる國教的干渉を施さんとするものにして外面は則放任主義同一待遇の美名を借り、内面は其實寺に對して却て民法以上過大の干渉監督をなすものに非ざるなきか

苟も宗教として一宗一派に形成するものは、必ず之に附帶すべき一派特色の宗制を有し、從て直接間接に其宗制と一大關係を有する寺法を存す、故に教派に從屬せざる教會にありて

は、其教會規則は自由之を作るも妨げなしと雖、宗派に屬する寺の如きに至りては、其法人自體が宗派總轄の下に立つものなれば若し其宗制に於て寺規則に掲ぐべき要件を定めたるときは、其宗派内の寺は當然之に服従するの義務あるものとす故に寺が其寺規則を立てんとするに當りては先其宗制に背戾するとなさやに付所屬管長の認許を受け然る後設立の許可を請はしむるを至當とす、明治十七年内務省乙第三十七號達が寺院の創立再興復舊引直移轉廢合等の請願に管長の添書を要することを以てしたるは蓋し同一趣旨に出でしものならん思ふに教會規則又は寺規則を以て單に民法上の定款又は寄附行為に比し其許否の權を直接主務官廳に移したるは、當に從來の慣例を破りたるのみならず、又宗教團體の如何なるものたるかを知悉せざるに由るもの也、政府は此の如く眼中宗派を置かず、本山の職能を認めず、假令、宗制に違背する寺規則あるも主務官廳は之を許可するの權を有し、第十六條第十七條を以て徐々本末關係を破壊するの端緒を開きたり次に、法文第二十一條は規定して曰く

寺の財産の管理及處分に關しては命令の定むる所に依り主務官廳の認可を受くべし此場合に於て認可なくして爲したる行為は寺の行為と見做さず

と、抑々寺の財産の管理及處分に關し法律の規定を以て任職の專横を防ぎ財團の存立を計るは最必要なりと雖、普通の財團法人にありては財産の管理及處分は全く寄附行為の定むる所に一任するものなれば寺規則に據るも敢て非難を加ふべき

に非ず、然れども寺は宗派の總轄に服するものなれば、重要な財産處分に關し特に管長の認許を受くるの要なしといふべからず、此の場合に際して主務官廳の認可を受けしむるが如きは法人監督權の範圍を越へ財團の獨立を害するのみならず宗派の自治を侵すと極めて大なり、而して當局者は辨じて是れ保護の意に出でたるものなりとせり嗚呼果して然るか、讀者は進んで第二十五條第二十六條第二十七條を讀むに至り、其干渉保護孰れにあるかを測度するに難からざるべし、過ぎたるは及ばざるに如かず法人監督權の範圍を越へ内部に侵入し、齷齪として主務官廳の權力を弄するものに對して余輩は峻酷なる干渉をあすものなりと斷言するに躊躇せざる所以なり、當局者は寺を以て財團法人となしたるの結果左の三點に就て正に大なる誤解を生ずるに至れり

第一、財團法人に關する民法の規定を其儘寺に適用せんとしたる事

第二、法人監督權の範圍を越へ、更に特別の干渉を試みんとしたる事

第三、寺は民法上財團法人の規定以外に尙種々特別なる性質を有するを忘れたる事

第一及第二の點に就ては余輩は大略之を説明し了せり而して第三の點に就て余輩は尙一言の辯明を要するものあり、政府が第三の點に付て顧慮せざるの結果、寺の解散廢合等に關し如何なる缺點をなしたるか、余輩は此點に付て更に論究する所あらんと欲する也

百尺竿頭更に一步を進め、寺の廢合解散に付て當局者が之を見るに如何に輕々なりしかを論せしめよ民法第六十八條は法人の解散に就き規定して曰く

(七) 寺の性質

第六十八條 法人は左の事由に因りて解散す

- (一) 定款又は寄附行為を以て定めたる解散事由の發生
- (二) 法人の目的たる事業の成功又は其成功の不能
- (三) 破産
- (四) 設立許可の取消

宗教法案は寺を財團法人となしたるを以て、其廢止解散は實に右に記載する法定の場合に從ふべきは勿論の事にして政府は尙之を以て足れりせしむるに更には宗教法案に第二十五條及第二十六條の如き制限を規定せり、然れども寺は前記第一號乃至第四號の事由に依て直に解散すべきものあるか、夫れ寺の解散は宗教上に於ては實に偉大なる影響を有するもの、其勢力の消長、事業の伸縮、誠に至大の關係を有す、從て若し其解散廢合を行ふに當りて極めて慎重なる考究をなすことなくんば、螻蟻の長堤を壞ると一般、意外にも此一解散に依て宗派の興亡存廢にも影響すべきや未だ圖るべからず、苟も宗教を以て無用の長物となし之を蛇蝎視すること彼の俗士の如くんば則ち止まん、余輩佛教徒たるもの此に至て豈に嘿視するに忍びんや

夫れ私法上にありて寄附財團の目的が其財産に對し其機關に對し又關係當事者に對し絶對的に之を羈束するの力を有する

と同じく私法以外に於ても亦或目的が外形上の結合體を支配し凡て其結合體の行爲及び其行爲執行の局に該る機關を羈束すること少からず、而して宗教團體に於て其宗教宣布の目的は其根柢に於て其目的を貫徹せんとする一大確信に基く、且つ其目的は永遠不朽にして通常私設會社の如く、又は寄附財團の如く事業の成功に一定の期限あるべきものに非ず又其成功の不能に因て直に解散の不幸を見るべきものに非ず、或は社團法人の如く總會の決議又は社員の缺乏に因て其解散の運命を決すべきものに非ず、故に從來我邦に於ける寺院の如きも、其維持困難にして殆んど廢寺同様のものと雖も其寺號は尙其名稱を存し更に其目的を繼承遂行すべき後繼者を待つことなしとせず、蓋し我國に於ては泰西教會の組織と一種其觀を異にし、其寺號の如きも尙其宗教の尊嚴を保つに足るべき一種の表象として歴史的に之を重んずるの習慣あり、常人より見れば甚だ笑ふべきに似たりと雖又是れ一顧を要すべきにあらずや

獨乙の法學者は通例社團法人及財團法人の外、目的を主體とする營造物即ちアンシユタルトあるとを設けり蓋し財團に主要なる分子は其財産にして社團に主要なる者は即社員なり、然るに宗教團體は此二者以外其目的に重きを存し其目的のわらん限り其永存を認むべきものにして是即ちアンシユタルトなり、ヒンシユヌ氏は論じて曰く

國家と宗教との關係を定むるには先づ國家には必ず主權の存するものなることを認め而る後宗教團體は獨立なる地位を

有すべきものにして又自治行政を爲すべき者なりとの原則に憑據し所謂國家と宗教團體の分離主義を實行すると、詳言すれば宗教組合を法律上私人の組合或は私の法人として取扱ふは唯小教會小教社の如き歴史上格段の地位を有せず且庶民の生活上に勢力を及ぼすと尠なきものに限り之に反して我邦に於ける民度の發達に對し數百年來偉大なる勢力を有する宗教團體は其本質上決して私人組合として見るべきものにあらず公法上の營造物として取扱ふを正當とす

蓋し國家が學校を設置し教育を普及し文化の發達を圖り又は法律を制定し就中刑法を設け少くも或程度に於て人民一般の外部の行爲を律するは國家の爲べき事業に屬すと雖、彼の營造物を利用して以て自己智力の發達を望むと否とは則各個人の自由權内に屬し又道德の原則をして悉く直接に現實ならしめんが爲めに國家が刑法を以て臨むべきに非ず

此論法を以て更に一步を進むれば宗教の如きも細大漏さず之に關係するとは到底不能の事にして其團體の教則を規定し或は必要なる外形上の組織を定むるが如きは國家事業の範圍に容るべきものにあらずといふに歸着すべし而して其從來の位置其結合體の性質より團體に附與するに公法上の營造物たる資格を以てすべき也

余輩は參考のため此に其所論を引用したるに過ぎず、只余輩が此に主張せんとするは寺の性質上民法に規定する法人の解散を以て直に律すべきに非ず、然るに政府は此等特別の性質

會 報

●全國佛教徒大會記事

一月六日、京

橋區南鍋町伊勢期に於ける諸團體代表者會合の結果、廿一日江東中村樓に全國佛教徒大會を開くと決したるを以て同月八日全國佛教徒大會事務所を神田區淡路町二丁目萬世俱樂部内に設け、十日に至り檄を各地に飛ばして來會を促し、委員諸氏は日々事務所詰り切大の準備に忙しかりしが、いづれも皆熱心なる信徒諸氏の事なれば、極めて靜肅を守り互に輔佐勵精、事に從はれたり諸岡道太郎、青田節、江羅直三郎、長麟城、佐々木了應、桑門典、安藤正純等諸氏の盡力は一方ならず、又各地上京者の中に松平深解、宮尾智晃、松久靈成、山本久右衛門の諸氏は日々大會事務所に出席して萬般の事に斡旋の勞を取られたり、近角常觀、眞岡湛海二氏は日夕東西に奔走して維れ日も足らず、十六七日頃は各地より續々上京の來電あり引き續き上京者相次で集り、神田萬世橋附近、淺草、京橋、芝、日本橋各區の旅館に分宿し、事務所は一層の繁忙を極めたりしも、孰れも同心協力、其事に従ひたるを以て、萬般の處理いづれも不都合なかりき、大會前日即廿日に至りて萬世俱樂部は朝來人を以て埋められ、早くも明日の

光景を豫想せしむるに足り、委員等は諸般の準備應接に違わらず、いづれも定時の食事すらなしたるものなく、同夜は殆んど徹夜の有様なりき。

廿一日、拂曉飛雪紛々として降り、街上又都人士の往來を見ず、此間獨り熱誠なる各地上京者は雪を踏み泥濘を物の敷ともせず、續々江東中村樓、井生村樓に集り、正午に至りて遂に來會者を謝絶せざるべからざるに至り樓上樓下殆んど立錫の地なかりし、午後一時開會、中村樓々上に於ては久我侯爵を座長に推選したるも、侯爵は不幸病痼の爲來會なかりしを以て、侯爵の令息久我常通氏、靜かに演壇に上り一同に挨拶し、侯爵に代りて來會者諸氏の奮勵を望む旨を述べられ、尙本日の座長を近角、眞岡の二文學士に代理せしめんとを滿場に問はれたるに滿場拍手喝采を以て之に和せり、此に於てか近角文學士は立ちて侯爵の書翰を朗讀し、次に決議案を朗讀して、滿場の意見を問ひしに、いづれも異議なく直に可決したり、其決議案は左の如し

全國佛教徒大會決議

今回政府提出の宗教法案は諸宗教派を同一に取扱ひ、宗派を公法人とせず、本末制度を明記せざるが故に、全國佛教徒は全然反對する事を決議す、

此際樓下に於ては眞岡文學士立ちて座長に代り、同じく決議案を朗讀して滿場の賛成可決を得たり、此に於てか樓上に於ては近角氏、樓下に於ては眞岡氏更に本決議の趣旨を布演し劇切痛快の辭を以て政府案反對を詳論し、奮勵一番、大決心

を以て其局に當り勇往直進相共に其初志を貫徹するとに努めざるべからざる所以を説けり、右の演説終るや、各地より送るし電報三百餘通を朗讀し各地代表者代るく祝文祝辭を述べ、中村樓に於ては神野良、上野安太郎、渡邊仁兵衛、北六郎、瀬戸荒熊、藍川清通、大垣兵次、旭利助、松本佐次郎、九瀬清五郎、諸岡道太郎、加藤喜右衛門、早川龍介諸氏演説せられ、又今井龍城、今井亮海、岸秀岳、小幡基、鹿野一如、林與右衛門諸氏は祝辭を述べられたり

井生村樓に於ては樓上には岡本柳之助氏を座長に推し同氏決議案を朗讀し、滿場の賛成を以て之を可決し、氏は之に就て布演する所あり、樓下に於ては今井喜八氏を座長に推し、同じく決議の可決をなし安藤鐵腸氏其布演をなし、續て祝電を朗讀し長崎城、江良直三郎、佐野正道、西川弘情、末永豊吉、小原駒次郎、萩倉耕造、青田節、梅田五月、熊野喜太郎、森城太郎の數氏代るく雄辯を振ふて、反對の氣焰を高めたり

●二州樓に於て、同時に佛教大演説會を開き、是又滿場立錫の地もなく、大谷派末寺總會の諸氏専ら斜旋の勢を取られ、高木政勝、石川性亮、安藤嶺丸、修禪明龍、平松理英の諸氏各々演説せられたり、

●來會の代議士、當日來會の上名刺を委員に通じたる代議士

此の如く三樓共に來會者の熱心と嚴肅を以て未曾有の盛會を呈し、午後四時三十分頃三樓、等しく兩陛下の萬歳、佛教萬歳を三唱し、無事閉會を告げ、飛雪を侵して各々歸途に就けり

は河野廣中、淺野順平、西川宇吉郎、金田平五郎、橋本勲、大矢四郎兵衛、中田彌平、早川龍介、佐藤宗彌、田中喜太郎、安川繁成、岡本松太郎、神谷彌七、米谷半平、赤土亮、高橋九郎、門馬尙經、大村和吉郎、改野耕三等の各黨代議士にして尾崎行雄氏は事故の爲め參會し能はざるも同會には同情を表する旨特に委員の許に書狀を寄せられたり

●當日、中村樓に於て委員として盡力せられたる諸氏は左の如し

- 中村樓上委員 竹中茂丸、出雲寺現祐、松本佐次郎、林與右衛門、神野良、渡邊仁兵衛、相良願應、藤谷惠實、稻葉現淵、小川茂治、川崎長次郎、竹澤秀快、小幡基、高木太三郎、菊地初三郎、其日慶實、今堀賢壽、高阪實惠、本田元誓、秋尾安慶、小野田甚四郎、藤谷多壽美、蓮界、藤田誓成、上野安太郎、安藤新八、村上流情、松村安平、牛田正太、澤野順智、池野丹藏、池田勝太郎、今井亮海、海野慶惠
- 電報掛 伊香間誓連、出雲寺現祐、中野嚴華
- 來賓掛 神野良、上野安太郎、大垣兵次、松本佐次郎、五十嵐成滿、北六一郎、九瀬清五郎
- 新聞掛 南浮智成、蕪城賢順、本多辰次郎、山本一平
- 庶務掛 佐々木了應、大谷賢了、林與右衛門、桑門典
- 應接係 山田宇吉、熊野喜太郎、橋本順慶、相良願應、正木新、加藤喜右衛門
- 樓下委員 中谷宇兵衛、東藤市右衛門、九瀬清五郎、大垣兵次、中野嚴華、西島義平、山田定次郎、小林兼太郎、八木正導、禿謙藏、廣瀬義教、長田太八郎、積良大玄、高桑現榮、北六一郎、蓮井善昇、菅野武一郎、木田松三郎、山田信俊、瀧惠空、華藏閑行雅、松尾安慶、見義法照

●井生村樓委員は左の如し

階上委員 前川大善、石堂次三郎、青山宗信、道場正孝、吉本榮吉、永井梅次郎、佐々木實丸、長田耕、五百井砥雄、末永豊吉、廣瀬善岸、黒田義平、中臣斑亮、谷澤瑞寛、中野智城、松澤實成、飯田祐次郎、河野君源、佐野正道、西川弘情、江良真三郎、吉田末吉、谷口吉之助、中川治郎吉

階下委員 梅田五月、高田立信、西晴民、熊野喜太郎、大谷辰次郎、山本安兵衛、竹中善丸、森城太郎、宮尾智晃、竹中慶雄、倉橋龍會、吳岳頂、神保覺運、東曜最正、青田節、正木新、河原惠龍、吉江哉一、萩倉耕造、和田教山、吉野茂兵衛、鈴木常治郎

●代議士并に賓の接待は大派贊衆東京末寺總會并に東京信徒の諸氏は深く斡旋し勞を取られたり

●來會者の數は、中村樓六千七百餘人、井生村樓三千二百餘人、二州樓二千四百餘人、總計一萬二千人以上なりき

●佛教大演説會

前日の大會に引續き廿二日午後一時より佛教大演説會を神田錦輝館に開會せり聽衆四千餘名實に近來の盛況なりき、安藤嶺丸氏立て開會の趣意を述べ、戸澤春堂師は三寶の説を伊藤大忍師は排佛毀釋、後藤祐護師は政教の關係、清澤文學士は信念の策振、中山理賢師は時、近角文學士は信念砥礪之時機と題し、いづれも熱心に演じ去り拍手喝采の聲天地を撼かし、新年の教界は爲に一段の活氣を添へ、意氣壯にして誠に當るべからず、此の如き一大勇猛心を以て事を處せんか、教界の振張一として成らざるなきの概あり、特に清澤氏が病軀を推して信念の振作を鼓吹せられ又後藤氏が當日風邪なるにも拘はらず老體を推して壇に登るるを見れば誠に情夫をして尙起たしむるの感あり滿座孰れも靜聽して感涙に咽ぶものありき

●各地上京者は 二十三日より積々歸京の途に就きたりしが 尙東都に滞在して熱心に運動を繼續せる有志諸氏は全國佛教徒大會事務所に會し諸般の打合せをなし、更に全國佛教徒中央集會所を萬世俱樂部内に設け主務委員十一名、常務委員若干名を置き目下運動怠りなし

●委員の西下 二月五日より京都に於て各宗管長會議を開かるゝを以て全國佛教徒中央集會所よりは佐々木了應、北六一郎、本多善明の三氏京都へ向け出發せられたり

◎妙心寺會議

宗教法案に對する各宗派委員會は去五日午前十時より京都花園村妙心寺塔頭龍泉庵に開きたり出席の委員は左の如し
天台宗蘭光輦、真宗本派藤田祐眞、同大谷派和田圓什、臨濟宗前田誠節、日蓮宗田村豐亮、(以上東上委員)眞言宗律宗管長佐伯泓澄、眞宗誠照寺管長二條秀源、妙心寺管長小林宗補、時宗河野良心、妙心寺派釋等願、同稻葉元厚、同日吉全識、融通念佛久保良祐、黃樂宗鈴木惠眼、本隆寺中澤眞元、眞宗本邊派辻圓證、天龍寺高木台嶽、東福寺吉田自證、承源寺派最上祐禪、西山派岩靈雲、三門徒派黑龍悅神相國寺伊藤眞宗、大谷派谷了然、同松岡秀雄、佛光寺有馬憲文、建仁寺瑞岳惟陶、天台宗彦坂復照、大德寺小堀清長、高田派日野法雷、大谷派土屋觀山、誠照寺隨行畠山受證、眞言宗小林榮進、南禪寺畑是温、與正寺橋正道、法相寺松田弘學、眞宗本派神根善雄、奈良東大寺筒井寬聖

以上三十一師にして午前は昨年六月建仁寺に開きし管長會議以來の經過の報告あり午後一時より秘密會議を開き先づ議長選舉せしに多數を以て眞宗誠照寺派管長二條秀源師當選しかり於是臨濟宗各派、黃樂宗、日蓮宗、曹洞宗の諸宗より客

年建仁寺會議に於て決議したる五ヶ條を貫徹せしめんとするの決議案を提出したれば勢頭第一に瑞岡師提出の懇請書に付會議を開きたるに中々議論喧しく本派委員と大谷派委員との間に激論もあり日野法雷、有馬憲文、土屋觀山、谷了然、松岡秀雄數師最も強硬なる政府案反對説を唱へ議長は遂に之が採決法を満場に謀りし末無記名投票を以てする事とし賛成者は白球不成賛者の黒球を投せしめたるに白球二十六黒球五即ち大多數にて建議案通過せり然るに尙各自熟考の上鄭重に議すべしとの論起り且つ時既に四時に及びしを以て議長は之を容れ本日は之れにて散會し明日引續き開議しては如何と諮りしに大谷派委員土屋師は夜を徹しても議了すべしと絶叫し續々賛成者ありたれば引續き議事に移り土屋師より字句の訂正等に關し發議ありて午後四時卅分散會せり

翌六日も引續き午前十一時より開會眞宗本派本願寺の名和淵海師は先づ會議の性質を明かにせざば決議の効力如何に關す今日の會は管長會議なるや或は單に各宗代表者の會合に止るや宜しく先づ之を決すべしと云ひ大谷派本願寺の委員は無無論管長會議と見るべしと謂ひ本派の委員は否らずと難し其議論の未だ決せざる中本派の赤松連城師は東京に於て七宗派委員は政府との交渉を遂げ宗教法案に對し修正を加へ通過せしむる事に一致したりとの事なりしより我派は再び提携を諾せしに昨日此會議に於ては修正に非ずして斷然反對すとの決議を爲したるは奇惟なり斯の如くからは我派は又々提携を斷つに至るべしと述べ番外なる前田誠節師は政府との交渉は遂に成りしに非ず今日更に評議せるなりと辯じ赤松師の議論は今日

既に無用の論なりと駁する者もあり論難攻撃交々起り漸く激論に亘らんとせしより會長は一時休憩を命じたり時に正午十二時

午後一時半より相談會を開き午前に於ける本派の赤松連城師の提携を斷つとの發言に對し成るべく圓滿の局を見るを望む爲め交渉委員を設くる事となり三名の委員を選定し交渉に時を移せしが赤松師は前日の決議文の末尾に「當初決議の精神を以て修正加入を勵行せられんことを望む」との文句を加へなば同意すべしとの事なりしも相談會の多數は之を容れず再び交渉を経たるも其結果本派は右提携を斷つとの覺悟を示し交渉は全く破れたり此に於て赤松師を始め本派の委員二名は袂を連ねて決然席を立ち還り去りたり之を當日の一大波瀾と爲す依て三時四十五分更に本議を開きしに午前本派の委員より出せし會議の性質問題は自ら消滅し直に議決の案文及有馬憲文外三師提出の運動方法を議する事となりたり此番外たる眞言宗の土宜法龍師は一同に向ひ決議の精神は法案の修正通過を望むの目的にて尙運動するの意義なきか又は單に法案の否決若くは撤回を期して運動するの意なるかを問ひ之に對して満場異口同音に讓歩修正等は斷じて之を爲さず當初の意見を枉げざるの方針を以て運動を續けん事を望むの意なりと答へたり夫より決議文は左の如く修正確定したり

昨年十二月九日政府より貴族院へ提出したる宗教法案は佛教各宗派が希望せる公法人たる事を明記せず新宗教に等差制裁を加へず及本末制度を規定せざるが故に斷然本案に反對す

二月六日

妙心寺に於て

各宗派出席委員

次に運動方法を議さんとする際本派に屬する眞宗本邊派委員辻圓證師は發言して決議案は茲に全く確定したるも本員は此決議は到底行はる可らざるものと信ず行はれざるを知りて決議するは無用なり我派の管長より委任されたる義に非ず故に本員は今より退席して今後進行する議事に關係なき事を明にすとして直に退席し番外席にありし眞言宗の土岐法龍師も同時に退席したり之を當日の第二の波瀾とす夫より有馬外三師提出に係る運動方法を議したるが其案は

- 一、貴衆兩院へ陳情書を送る事
 - 一、決議に對する趣意書を發表する事
 - 附たり同成文委員三名を選挙する事
 - 一、第十四議會閉會の後は委員の繼續を希望する事
 - 一、將來の運動方法は宣言書の趣旨を施行する事
- 右討議の末第一項の陳情書は七宗の委員に任せ直に其委員の名を以て兩院に提出する事但案文は明日滿場に諮る事第二項は提出者三名にて其文を起草する事第三項は抹殺す第四項は七宗委員に任す事

以上の如く決定し右等の書面を議定する爲め明日も引續き開會する事とし午後五時散會せり

●七日の妙心寺會議は左の宣言書を發したり

昨年十二月九日政府より貴族院へ提出せられたる宗教法案は不幸にして佛教各宗派が與望せる公法上の人格を規定せず及新宗教に關して制限を附することを明記せず是れ一は佛教

各宗派が既得の權義を輕視するものにして一は國家の對宗教策上其當を得ざるの感あり先に政府に交渉の際幾多の修正は政府之れを容認すと雖已に根本的精神の否認せらるゝに於ては佛教各宗派は遺憾ながら之に反對するの議を決して其意見を發表するの止むを得ざるに至り某等謹て宣言す

明治三十三年二月七日

妙心寺ニ於テ

佛教各宗派臨時大會

右の宣言書に引き續き七宗管長は左の陳情書を貴衆兩院議員に送附せり

陳情書

宗教法の制定は各宗派の利害に止まらず國家民生の休戚に關するものなれば宜しく國體の特性と宗教の實質とを以て立法の主眼とすべきものとす而して我邦に傳來弘通すること既に久しきものは自ら國體と相融合會通して不可離の關係を有するを以て其發達の進歩を奨勵すると同時に將來興るべき宗教に對しては國家の自衛上相當の制裁を付すべきものと思考す且つ我邦宗教の現状は新舊錯綜して複雑を極め各々組織習慣を異にするを以て之を一法の下に律すること容易に非らず熟慮慎思萬に一を過たざらんことを要す熟々今回政府提出の宗教法案を見るに某等の希望たる宗派を公法人となして其自治を鞏固にする事及び新宗教に對して制限を設たる事等は全く希望を容れられず佛教百年の沿革慣習を無視し却て枝葉末節の規定に嚴なり抑も佛教各宗派は立教開宗以來の慣習と明治十七年太政官第十九號達とに依り幾んど公法人の實體を具有

し本山末寺の關係を定め管長は宗制寺法に依りて統治權を行ひ以て自治の實を擧げ政府之を公許すること既に久しく世人亦視て怪まず然るに宗教法案は一朝にして此等既得の權利を奪ひ既成の慣習を蹂躪するのみならず新宗教の許可に對しては何等の制限を設けず是れ獨り佛教徒の不幸のみならず又國家の長計に非ざるべしと信ず其他枝葉の疵瑕枚舉の煩に勝へず萬一本案にして通過實施せられむか現今各宗派の基礎をして危殆に陥らしめ寺院間に動搖を來たし其影響ば延きて數千萬の壇信に波及し容易ならざる結果を生ずるに至らんことを恐る故に某等は敢て政府案の通過を望まざるなり宜しく切實痛陳の情を察し慎重に審議し上來微思の所在を諒せられんことを希望す恐惶敬白

明治三十三年二月七日

佛教各宗派臨時大會

本部廣告

全國佛教徒大會開會の節は本會々員諸氏多數御來會被下候處繁忙の爲萬事不行届に有之謹而會員諸氏の海恕を奉仰候尙本會出版部は宗教法論纂、宗教法案反對意見出版のため、非常忙に忙殺せられ居候爲、大會の報告等、充分、詳細に記載すると能はず甚遺憾に存候得共何卒御了承被下度候也

大日本佛教徒同盟會

壹部郵稅共

宗教法論纂

金拾錢

宗教法案反對意見

近刊 壹部金參錢
但別に郵稅貳錢を要す

大日本佛教徒同盟會出版部